

中国経済経営学会会則

第1章 総則

第1条 本学会は中国経済経営学会（Japanese Association for Chinese Economy and Management Studies）と称する。

第2条 本学会は中国経済および中国の企業経営に関する学術的研究を行い、研究者間の交流と相互理解を促進することを目的とする。

第3条 本学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)大会、研究会および講演会を開催して会員の研究報告、討論に供する。(2)学会誌の刊行。(3)その他本会の目的達成に資する事業。

第2章 会員

第4条 本学会の会員は次の4種とする。(1)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人 (2)賛助会員 学会運営を賛助する個人および企業・団体 (3)名誉会員 本会に特別の功労があり、総会で承認を受けた個人 (4)海外会員 正会員または賛助会員で、海外に継続的に居住するようになり、申し出により理事会が会費の免除を認めた個人および企業・団体。

第5条 会員は本学会の刊行物の配布を受け、大会、研究会、講演会その他の本学会の事業に参加することができる。

第6条 本学会の目的に賛同して新たに会員になろうとする者は、本会会員2名の推薦を得て申し込み、理事会の承認を受けることを要する。正会員、賛助会員のうち海外会員になろうとする者は理事会の承認を受けることを要する。なお、再入会等の扱いについては別途定める。

第7条 退会を希望する会員は、書面をもってその旨を理事会に申し出なければならない。

第8条 学会に顕著な貢献があった会員については、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て名誉会員とすることができる。

第9条 会員は、以下の場合に、理事会の議を経てその資格を失う。(1)3年間継続して会費を滞納した場合。(2)本学会の名誉と権威を著しく傷つけた場合。

第10条 会員は別途定める年会費を納める。なお入会が認められた会員は、入会時が期間途中であっても年会費全額を納入しなければならない。

第3章 総会

第11条 毎年1回総会を開催し、事業計画、予算・決算、およびその他重要事項を審議決定する。

第12条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。

第4章 役員

第13条 本学会に以下の役員をおく。会長1名、副会長2名、理事20名程度、会計監事2名、幹事若干名とする。

第14条 理事の任期は3年とする。再任を妨げないが、連続した2期をこえてその任につくことはできない。

第15条 会長は本学会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

第 16 条 理事は会務を審議執行する。

第 17 条 会計監事は学会の会計を監査する。

第 18 条 幹事は理事会の会務執行を補佐する。

第 19 条 本学会の役員の選出は以下の規定による。理事は総会において会員の中から選出する。会長、副会長は理事会において理事の中から互選する。会計監事は理事会が推薦し、総会の承認を得る。幹事は正会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。なお、理事の選出および被選挙資格等の詳細は理事選挙規定に別途定める。

第 20 条 理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、必要に応じ理事会に対して参考意見を供する。

第 5 章 理事会および委員会

第 21 条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、会務を執行する。

第 22 条 理事会は会長がこれを召集し、議長を務める。

第 23 条 理事会は構成員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決定する。

第 24 条 理事会の構成員は、会議に出席できない場合には、委任状をもって出席の構成員の中から代理人を選任できる。

第 25 条 理事会は、大会実行委員会、学会誌編集委員会、および必要に応じたその他の委員会を組織する。

第 6 章 会計

第 26 条 本学会の会計年度は毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

第 27 条 理事会は前年度決算を会計監事による監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第 7 章 学会誌の発行・配布

第 28 条 本学会は会員の研究発表の場として学会誌を発行し、会員に配布する。なお、投稿規程は別途定める。

第 8 章 会則の変更

第 29 条 会則の変更は、理事会の提案により総会の過半数の承認を経て行う。

付則

第 30 条 本学会の運営に必要な細則は、理事会がこれを定める。

付則 1 年会費は、正会員は 8,000 円、賛助会員は 1 口 20,000 円とする。名誉会員の年会費は免除される。

付則 2 在学中ならびに年度開始（4 月 1 日）時に有給の常勤職についていない正会員については、理事会の承認を経て、年会費の減免（4000 円）を受けることができる。

付則 3 年会費の免除を認められた海外会員については、定期刊行物の配布は行わない。ただし、全国大会や学術研究会に参加し、かつ報告する会員、または学会誌に投稿する会員は、当該年度の会費を納入し

なければならない。

付則4 本会則は2013年6月22日から施行する。

2014年11月8日改正

2016年11月5日改正

2019年11月16日改正

統合に際しての注記：

1. 理事選挙規定、学会誌投稿規定、および細則は別途定める。
2. 学会誌の統合（学会誌名称、発行回数、編集方針等）については、「統合のための基本ポリシー」に基づき、統合後の理事会において討議し、決定する。過渡的措置として、当面（少なくとも統合実現後の理事改選までの2年間）、従前どおりの方法で「中国経済研究」と「中国経営管理研究」の発行を続けるものとし、発行主体は「中国経済経営学会」とする。
3. 研究大会の実行委員会および学会誌の編集委員会の構成についても、当面、同様の扱いとし、両学会の会員の研究手法や研究分野に偏りがないよう配慮する。
(中国経営管理学会と中国経済学会の統合に関する合意(案)による。)